

議案第 85 号

亀山市公共下水道条例の一部改正について

亀山市公共下水道条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 1 月 1 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例

亀山市公共下水道条例（平成17年亀山市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「エ」を「オ」に改める。

第10条第1項第4号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第10条第1項第4号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。